

【おしらせ】

水災被害について

昨今、全国各地で水災による被害が多発しています。被害に遭われた皆さまには心からお見舞い申し上げます。

エイブルの入居者保険（Chubb 保険）、エイブルの月額保険プラン（ジェイアイ傷害火災保険）にご加入のお客さまが水災被害に遭われた場合には、保険金支払いの対象となる場合があります。
床上浸水などの被害が発生してしましたら、お早めに保険会社へご連絡ください。

※ 保険会社の連絡先は、2026.07 に当社ホームページにて発信した「お知らせ」[保険事故が発生した場合・変更等が生じた場合は（保険会社への連絡先）\[PDF:397KB\]](#)をご参照ください。

【火災保険の水災とは】

台風、暴風雨、豪雨などが原因で発生した洪水・融雪洪水（いわゆる下からの水）・高潮・土砂崩れ・落石などをいいます。

【保険金の支払条件】

- 保険の対象である家財に、再調達価額の 30%以上の損害が生じた場合（※30%未満の場合はお支払いできません）
- 保険の対象である建物が床上浸水または地盤面から 45 cmを超える浸水を被った結果、家財に損害が生じた場合

【家財とは】（補償される主なもの）

- 家具：タンス、ソファ、机、いす、ベッド、カーテン、カーペットなど
- 電化製品：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、など
- 日用品：本、ふとん、リネン類、衣類全般、靴、バッグ、調理器具など

なお、被災されている場合は、公的支援を受けられる可能性があります。お住いの市区町村のホームページ等をご確認いただくことをお勧めします。